



# 安全データシート (SDS)

## 1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当

TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂日 2018/05/15  
SDS整理番号 12092350

製品等のコード : 1209-2350、1209-2380、1209-1330、1209-2250、1209-2280

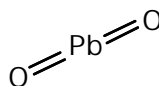
製品等の名称 : 酸化鉛( ) (二酸化鉛)

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。) 硬化促進剤、電極 など



## 2. 危険有害性の要約



### GHS分類

#### 物理化学的危険性

可燃性固体 : 区分外  
自然発火性固体 : 区分外  
自己発熱性化学品 : 区分外  
水反応可燃性化学品 : 区分外

酸化性固体 : 区分3

#### 健康に対する有害性

皮膚腐食性・刺激性 : 区分2  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2A  
発がん性 : 区分2  
生殖毒性 : 区分1A  
特定標的臓器・全身毒性(単回暴露) : 区分1(血液系、腎臓、神経系)  
特定標的臓器・全身毒性(反復暴露) : 区分1(血液系、腎臓、神経系)

注意喚起語 : 危険

#### 危険有害性情報

火災助長のおそれ: 酸化性物質  
皮膚刺激  
強い眼刺激  
発がんのおそれの疑い  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
血液系、腎臓、神経系の障害  
長期又は反復暴露による血液系、腎臓、神経系の障害

#### 注意書き

##### 【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 - 禁煙。  
衣類、有機物、可燃物から遠ざけること。  
可燃物と混合を回避するために予防策をとること。  
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後は、よく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

##### 【応急措置】

火災の場合には大量の水、水噴霧などで消火すること。  
皮膚に付着した場合は: 大量の水と石鹸で洗うこと。  
眼に入った場合は: 水で15分以上注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には

外して洗うこと。その後も洗浄を続けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。  
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。  
皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。  
眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。  
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	： 単一製品
化学名	： 酸化鉛( ) (別名) 二酸化鉛、過酸化鉛、鉛(IV)ジオキシド、酸化第二鉛、 酸化鉛(茶色)、C.I.77580 (英名) Lead(IV) oxide、Lead(IV) dioxide、Lead peroxide、 Lead oxide、Lead oxide, brown、 Lead dioxide (EC名称)、 Lead oxide (PbO2) (TSCA名称)
成分及び含有量	： 酸化鉛( )、90.0%以上 鉛(Pb)の含有量 = $90.0 \times 207.2 / 239.27 = 77.9\%$
化学式及び構造式	： PbO <sub>2</sub> 、構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	： 239.27
官報公示整理番号	： (1)-527
化審法	： 公表化学物質(化審法番号を準用)
安衛法	： 1309-60-0
CAS No.	： 215-174-5
EC No.	： 酸化鉛( )
危険有害成分	： ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 411 表示対象物 政令番号 411 鉛中毒予防規則「鉛等(鉛化合物)」 ・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 1-305 (Pb: 78%) ・毒物劇物取締法 劇物「鉛化合物」

### 4. 応急措置

吸入した場合	： 呼吸が困難になった時は、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の治療を受ける。
皮膚に付着した場合	： 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激が生じた時は、医師の手当てを受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	： 直ちに、流水で15分以上注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には外して洗う。洗浄を続ける。 まぶたを親指と人さし指で助け眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合	： 直ちに、口をすすぎ、うがいをする。 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 意識がない時は、何も与えない。 医師の診断、治療を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状	： 吸入した場合 : 口、喉の痛み、流涎、吐き気、胸痛 皮膚に触れた場合 : 発赤 眼に入った場合 : 発赤、痛み 飲み込んだ場合 : 腹痛、吐き気、嘔吐

### 5. 火災時の処置

消火剤	： 本製品は不燃性であるが、熱分解すると酸素を供給し火災を助長する。 消火には、水が有効である。 小火災：水 大火災：大量の水
使ってはならない消火剤	： 粉末消火剤、泡消火薬剤
特有の危険有害性	： 火災により分解して酸素を発生するので、火災を加速する。 熱で容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	： 危険でなければ火災区域から容器を移動する。

移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
消火を行う者の保護 : 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
有毒ガス等の接触を避けるため、消火作業の際は風上から行い、  
空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
風上から作業し、粉じんなどを吸入しない。  
粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。  
環境に対する注意事項 : 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。  
回収、中和 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。  
漏洩物を掃き集め、密閉できる空容器に回収する。  
漏洩物が飛散する場合は、水を散布し湿らしてから回収する。  
回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。  
後処理として、漏洩場所は大量の水を用いて洗い流す。

封じ込め及び浄化の方法・機材

危険でなければ漏れを止める。  
二次災害の防止策 : 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。  
床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い

技術的対策

本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。  
粉じんの発生を防止する。粉じんの堆積を防ぐ。  
換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。  
局所排気・全体換気 : 引火性物質、還元性物質との接触禁止。  
安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。  
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの  
取扱いをしてはならない。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
取扱い後はよく手を洗う。

接触回避

保管

技術的対策

保管条件

混触危険物質

容器包装材料

湿気、水、高温体との接触を避ける。  
保管場所は、製品が汚染されないよう清潔にする。  
保管場所は、採光と換気装置を設置する。  
直射日光や高温多湿を避ける。  
なるべく乾燥した場所に保管する。  
容器を密閉して冷暗所に保管する。  
一定の場所を定めて、施錠して保管する。  
貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。  
混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。  
還元性物質、可燃性物質  
ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラス等

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 0.05mg/m<sup>3</sup> (Pbとして)

許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標) :

日本産衛学会(2017年版) : 0.1mg/m<sup>3</sup> (Pbとして)

ACGIH(2017年版) : TLV-TWA 0.05mg/m<sup>3</sup> (Pbとして)

設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。  
粉じん、蒸気、ガスなどが発生する場合、換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具

手の保護具

眼の保護具

皮膚及び身体の保護具

衛生対策

呼吸器保護具(防じんマスク)を着用する。  
保護手袋(ニトリル製、塩化ビニル製など)を着用する。  
保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。  
長袖作業衣を着用する。  
必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
取扱い後はよく手を洗う。  
保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など : 褐色の粉末  
臭い : 無臭  
pH : データなし  
融点 : 分解(290 )  
沸点 : 分解

引火点 : 不燃性  
 爆発範囲 : データなし  
 蒸気圧 : データなし  
 蒸気密度 (空気 = 1) : データなし  
 密度 : 9.38 g/cm<sup>3</sup>  
 溶解度 : 水に不溶。塩酸に可溶。  
           アルコールに不溶。  
           希硝酸溶液中では、過酸化水素やしゅう酸の共存下で還元されて溶解。  
 オクタノール/水分配係数 : データなし  
 自然発火温度 : データなし  
 分解温度 : 290  
 粘度 : データなし

#### GHS分類

可燃性固体 : 本品は不燃性 (ICSC (2004)) であることから、区分外とした。  
 自然発火性固体 : 本品は不燃性 (ICSC (2004)) であることから、区分外とした。  
 自己発熱性化学品 : 本品は不燃性 (ICSC (2004)) であることから、区分外とした。  
 水反応可燃性化学品 : 水に対し不溶であり (ICSC (2004))、水に対して安定である (水との混触で可燃性ガスの発生がない) と考えられるので、区分外とした。  
 酸化性固体 : 酸素を含む無機化合物であり、ICSC (2004) では他の物質の燃焼を助長するとしているが、データがなく分類できない。  
           しかし、国連危険物輸送勧告がクラス・区分5.1、容器等級III (国連番号1872) であることから、区分3とした。  
           火災助長のおそれ：酸化性物質 (区分3)

#### 10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の取扱条件において安定である。  
 危険有害反応可能性 : 還元性物質又は可燃性物質と混触すると、火災や爆発の危険性がある。  
 避けるべき条件 : 熱、日光  
 混触危険物質 : 還元性物質、可燃性物質  
 危険有害な分解生成物 : 火災時に加熱されると分解して酸素と有毒な酸化鉛、四酸化三鉛のヒュームを放出する。

#### 11. 有害性情報

急性毒性 : 経口 情報がないため分類できない。  
           経皮 情報がないため分類できない。  
           吸入 (蒸気) 情報がないため分類できない。  
           吸入 (粉じん) 情報がないため分類できない。  
 皮膚腐食性・刺激性 : HSDB (2006) の記述に「Probably a severe eye, skin, and mucous membrane irritant. (おそらく、眼、皮膚、粘膜に対する重度の刺激性)」という記述があるため、皮膚に対して重度の刺激性を示すと考え、区分2とした。  
           皮膚刺激 (区分2)  
 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : HSDB (2006) の記述に「Probably a severe eye, skin, and mucous membrane irritant. (おそらく、眼、皮膚、粘膜に対する重度の刺激性)」という記述があるため、眼に対して重度の刺激性を有すると考え、区分2Aとした。  
           強い眼刺激 (区分2A)  
 呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 呼吸器感作性：情報がないため分類できない。  
           皮膚感作性：情報がないため分類できない。  
 生殖細胞変異原性 : NTP DB (Access on February 2006) の記述から、経世代変異原性試験なし、生殖細胞/体細胞 in vivo変異原性試験なし、生殖細胞/体細胞 in vivo遺伝毒性試験なし、in vitro変異原性試験で複数指標の (強) 陽性結果なし、であることから分類できないとした。  
 発がん性 : NTP (2005) で R、IARC (1987) で Group 2 B、ACGIH (2001) で A 3、日本産業衛生学会で 2 B に分類されていることから、区分2とした。  
           発がんのおそれの疑い (区分2)  
 生殖毒性 : 鉛はヒトで、発生神経毒性物質、生殖毒性物質として知られていることから、専門家の判断に基づき、区分1Aとした。  
           生殖能または胎児への悪影響のおそれ (区分1A)  
 特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) : 本物質については、無機鉛化合物の影響を基に分類するものとする。  
           無機鉛化合物の毒性として、ヒトについては、「無機鉛の急性影響及び慢性影響はほぼ同様の症状が認められている。無機鉛の吸入もしくは経口摂取により口内の収縮、渇き、消化器への影響として吐き気、嘔吐、上腹部不快感、食欲不振、腹痛、便秘などを引き起こすと報告されている。造血機能への影響は無機鉛の代表的な作用であり、-アミノレブリン酸及びヘム合成酵素の阻害に起因したヘモグロビン合成阻害、赤血球寿命の短縮による貧血が認められている。腎臓への影響として間質性腎障害 (interstitial nephropathy)、尿量減少のほか、蛋白尿、血尿、尿管柱、糖尿及びアミノ酸尿などに代表されるFanconi 症候群を呈する近位尿管

障害が報告されている。無機鉛は末梢神経系に作用し、特に四肢の筋の虚  
弱、疼痛、痙攣が認められている。また、成人においては非常にまれであ  
るが、極めて高濃度(詳細不明)の暴露を受けた場合、運動失調、頭痛、知  
覚異常、抑うつ、昏睡などの中枢神経系への影響が認められている。しか  
しながら、中枢神経系への影響は、特に小児において感受性が高く、落ち  
着きがない、攻撃的性格、集中困難、記憶力低下などを伴う症状が米国で  
問題となっている。」(CER1ハザードデータ集 2001-9 (2002))の記述が  
あることから、血液系、腎臓、神経系が標的臓器と考えられた。  
以上より、区分1(血液系、腎臓、神経系)とした。

特定標的臓器・全身毒性  
(反復ばく露) :

本物質については、無機鉛化合物の影響を基に分類するものとする。  
無機鉛化合物の毒性として、ヒトについては、「無機鉛の急性影響及び慢  
性影響はほぼ同様の症状が認められている。無機鉛の吸入もしくは経口摂  
取により口内の収斂、渴き、消化器への影響として吐き気、嘔吐、上腹部  
不快感、食欲不振、腹痛、便秘などを引き起こすと報告されている。造血  
機能への影響は無機鉛の代表的な作用であり、-アミノレブリン酸及び  
ヘム合成酵素の阻害に起因したヘモグロビン合成阻害、赤血球寿命の短縮  
による貧血が認められている。腎臓への影響として間質性腎障害  
(interstitial nephropathy)、尿量減少のほか、蛋白尿、血尿、尿円柱、  
糖尿及びアミノ酸尿などに代表されるFanconi 症候群を呈する近位尿細管  
障害が報告されている。無機鉛は末梢神経系に作用し、特に四肢の筋の虚  
弱、疼痛、痙攣が認められている。また、成人においては非常にまれであ  
るが、極めて高濃度(詳細不明)の暴露を受けた場合、運動失調、頭痛、知  
覚異常、抑うつ、昏睡などの中枢神経系への影響が認められている。しか  
しながら、中枢神経系への影響は、特に小児において感受性が高く、落ち  
着きがない、攻撃的性格、集中困難、記憶力低下などを伴う症状が米国で  
問題となっている。」(CER1ハザードデータ集 2001-9 (2002))の記述が  
あることから、血液系、腎臓、神経系が標的臓器と考えられた。  
以上より、区分1(血液系、腎臓、神経系)とした。

吸引性呼吸器有害性 :

情報がなため分類できない。

## 12. 環境影響情報

水生環境急性有害性 :

情報がなため分類できない。

水生環境慢性有害性 :

情報がなため分類できない。

オゾン層への有害性 :

本品はモンリオール議定書の附属書にリストアップされていない  
ため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 :

関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物  
管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。  
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知  
の上、処理を委託する。  
特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃  
に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。

汚染容器及び包装 :

内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って  
適切に処分する。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者  
に処理を委託する。

## 14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 141

国連番号

: 1872

品名

: 二酸化鉛

国連分類

: 5.1(酸化性物質)、副次危険: -

容器等級

:

海洋汚染物質

: 非該当

少量危険物許容量

: 5kg

特別の安全対策

: 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのない  
ように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。  
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
重量物を上積みしない。  
車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法 :

名称等を通知すべき危険物及び有害物  
(政令番号 第411号「鉛及びその無機化合物」、対象重量%は 0.1)  
名称等を表示すべき危険物及び有害物  
(政令番号 第411号「鉛及びその無機化合物」、対象重量%は 0.1)  
(別表第9)

労働基準法	: 鉛等(鉛化合物)(鉛中毒予防規則) : 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2 第4号)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法):	: 種別 「特定第1種指定化学物質」 : 政令番号 「1-305」 : 政令名称 「鉛化合物」
消防法	: 危険物第1類 鉛の酸化物(第3種酸化性固体) 指定数量1000kg 危険等級
毒物及び劇物取締法	: 劇物「鉛化合物」(指定令第2条)、包装等級
道路法	: 車両の水底トンネルの通行制限「劇物」(施行令第19条の13)
水質汚濁防止法	: 有害物質(施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
船舶安全法	: 酸化性物質類・酸化性物質(危規則第2,3条危険物告示別表第1)
航空法	: 酸化性物質類・酸化性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
水質汚濁防止法	: 有害物質(施行令第2条) 「鉛及びその化合物」 [排水基準] 0.1mg/L (Pb)
土壌汚染対策法	: 第2種特定有害物質(政令第1条第19号) 「鉛及びその化合物」 [溶出量基準値] 0.01mg/L (Pb) [含有量基準値] 150mg/kg (Pb)
輸出貿易管理令	: 別表第1の16項(キャッチオール規制) 第28類 無機化学品 HSコード(輸出統計品目番号、2018年4月1日版): 2824.90-900 「鉛の酸化物 - その他のもの - 2その他のもの」

## 16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

### 取扱注意事項:

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施錠、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

### 参考文献:

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH	CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じ作成しています。